

2023年11月14日

各位

会社名 株式会社アスマーク
(コード番号 4197 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 町田 正一
問合せ先 取締役管理部長 飯田 恭介
TEL 03-5468-8181
URL <https://www.asmarq.co.jp>

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定等のお知らせ

2023年10月30日開催の当社取締役会において決議いたしました「公募による募集株式発行の件」につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2023年11月14日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、第三者割当増資による募集株式発行の内容に変更がございましたので、その変更内容を併せてお知らせ申し上げます。

なお、当該払込金額は、後日決定予定のブックビルディング方式による一般募集における価格（発行価格）及び引受人が払込む価額（引受価額）とは異なりますのでご注意ください。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---------------|--|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1株につき 金1,827.50円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。) |
| (2) 仮条件 | 1株につき2,150円から2,300円 |

2. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 89,200株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 1株につき 金1,827.50円 |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式数 当社普通株式 85,000 株
- (2) 売出株式数 ①引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 425,000 株
(引受人の買取引受による売出株式数は、需要状況等を勘案し、上記売出株式数の80%以上かつ120%以下である340,000株以上510,000株以下の範囲内で価格決定日に決定する。)
- ②オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式上限 76,500 株 (上限)
(オーバーアロットメントによる売出株式数は、価格決定日に決定された募集株式数及び引受人の買取引受による売出株式数の合計の15%を上限とする。)
- (3) 需要の申告期間 2023年11月16日(木曜日)から
2023年11月22日(水曜日)まで
- (4) 価格決定日 2023年11月24日(金曜日)
(発行価格及び売出価格は、需要状況等を勘案した上で原則として仮条件の範囲内で決定する。なお、仮条件の範囲外で発行価格及び売出価格を決定する場合においても、仮条件の下限の80%以上かつ上限の120%以下である1,720円以上2,760円以下の範囲内で決定するほか、引受価額は会社法上の払込金額(1,827.50円)以上の価額とする。)
- (5) 申込期間 2023年11月27日(月曜日)から
2023年11月30日(木曜日)まで
- (6) 払込期日 2023年12月1日(金曜日)
- (7) 株式受渡期日 2023年12月4日(月曜日)
- (8) 仮条件決定の理由

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、需要の申告の結果、仮条件の範囲外で発行価格及び売出価格を決定する場合があります。その場合においても、仮条件の下限の80%以上かつ上限の120%以下である1,720円以上2,760円以下の範囲内で決定するほか、引受価額は会社法上の払込金額(1,827.50円)以上の価額となります。

また、上場日程等を変更した上で、上記の範囲に関わらず仮条件を再設定し、再度ブックビルディングを実施する可能性があります。

(9) 発行価格及び売出数の決定範囲について

価格決定日に発行価格及び売出価格が仮条件の範囲外で決定される、又は引受人の買取引受による売出株式数が増える場合、それらは「(2) 売出株式数」、「(4) 価格決定日」に記載の範囲に加えて、以下の範囲内で決定されることになります。

価格決定日における、募集株式数及び引受人の買取引受による売出株式数の合計数に発行価

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

格を乗じて得た額が、仮条件の決定時における、募集株式数及び売出株式数の合計数に発行価格の下限を乗じて得た額の 80%以上かつ募集株式及び売出株式数の合計数に発行価格の上限を乗じて得た額の 120%以下である 877,200,000 円以上 1,407,600,000 円以下の範囲内であること。

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、株式会社 S B I 証券が 76,500 株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により増加、減少若しくは中止される場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株数は、売出価格決定日に決定された本募集に係る発行株式数及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計の 15% を上限とします。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社 S B I 証券が当社株主である町田正一（以下、「貸株人」という。）から借受ける株式であります。

これに関連して、株式会社 S B I 証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、2023年12月25日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2023年10月30日開催の当社取締役会において、株式会社 S B I 証券を割当先とし、払込期日を2023年12月28日とする当社普通株式 76,500 株の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行い、2023年11月14日開催の当社取締役会において、本件第三者割当増資の募集株式数を 89,200 株に変更する決議を行っております。株式会社 S B I 証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシューオプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

株式会社 S B I 証券は、上場日（2023年12月4日）から2023年12月25日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、株式会社 S B I 証券は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社 S B I 証券の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(1) TOKYO PRO Market における当社普通株式の取引（気配表記を含む。）がブックビルディング方式による発行価格及び売出価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である町田正一、売出人である木原康博、当社株主である株式会社ビデオリサーチ、町田香織、株式会社ドゥ・ハウス及び株式会社 MAM 並びに当社新株予約権者である水城良祐、飯田恭介、観野広、藤崎浩美、金井和彦、内藤正和、大内智、南雲健司、田浦典幸及び逸見祥広は、主幹事会社に対し、本書提出日から当社普通株式に係る TOKYO PRO Market からの上場廃止予定日である 2023 年 12 月 3 日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普通株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等又はこれらに係る注文を行

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(2) 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である町田正一、売出人である木原康博、当社株主である株式会社ビデオリサーチ、町田香織、株式会社ドウ・ハウス及び株式会社MAM並びに当社新株予約権者である水城良祐、飯田恭介、観野広、藤崎浩美、金井和彦、内藤正和、大内智、南雲健司、田浦典幸及び逸見祥広は、主幹事会社に対し、東京証券取引所スタンダード市場への上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2024 年 5 月 31 日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）は行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、2022 年 7 月に第三者割当により、第 5 回新株予約権（ストック・オプション）（以下、「対象新株予約権」という。）を発行しております。対象新株予約権に係る各割当先の割当株式数は、2023 年 9 月末現在において以下のとおりです。

割当先	対象新株予約権の数（括弧内は新株予約権証券の目的である株式の数）
水城 良祐	10,000 個（10,000 株）
飯田 恭介	5,000 個（5,000 株）

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。
 2. 新株予約権証券の目的である株式の数が 1,000 株以下である従業員（特別利害関係者等を除く。）99 名（新株予約権証券の目的である株式の数の合計：32,700 株）に関する記載は省略しております。

取引所の定める有価証券上場規程施行規則第 272 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、当社は、対象新株予約権の割当先との間で、対象新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または対象新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。